

これは、あなたと**World Programming Limited**との間の法的拘束力のある契約です。本ソフトウェアをダウンロード、インストール又は利用する前によくお読みください。

これらの条項は、全ての取引文書（以下に定義します。）と共に（以下、これらを総称して「本契約」といいます。）あなた（以下「ライセンサー」又は「あなた」といいます。）と**Osprey House, Budds Lane, Romsey, Hampshire SO51 OHA, United Kingdom**に所在する**World Programming Limited**（以下「ライセンサー」又は「当社」といいます。）との間で、本ソフトウェア（以下に定義します。）に関する法的な契約を構成します。

本ソフトウェアは許諾されるのであり、販売されるものではありません。当社は、あなたに本ソフトウェアを販売しません。当社又は当社のライセンサーは、常に、本ソフトウェアの所有者であり続けます。

全てのユーザーに対する重要なお知らせ

本ソフトウェアのインストール又は利用をすることにより、あなたは本契約の条項に同意することになります。

あなたがビジネス・ユーザーである場合には、本契約は、あなたと、あなたの関連会社と、あなた又はあなたの関連会社のために行動するあなた又はあなたの関連会社の従業員、代理人、構成員、契約業者及びコンサルタントを拘束します。あなたは、これらの条項を受諾する者があなた及びあなたの関連会社を代表又は代理して本契約を締結する権限を有することを表明します。

なお、以下に規定される責任の制限条項にご注意ください。

あなたが本契約の条項に同意しない場合には、あなたは本ソフトウェアを利用してはならず、本ソフトウェアの全てのインストール及び複製を削除しなければいけません。

あなたが、本ソフトウェアの利用について、当社以外の第三者（本ソフトウェアの再販業者、OEMプロバイダ又はアウトソース・プロバイダ）と契約を締結した場合には、これらの条項は当社とあなたとの間にそのまま適用されるものとみなされます。ただし、関連する料金（以下に定義します）の支払いについては、当社ではなく、再販業者、OEMプロバイダ又はアウトソース・プロバイダに対して義務を負います。

後で参照できるように、この文書の写しを印刷してください。

7.2条、7.3条、9.3条及び9.4条は重要な義務を定めたものであり、これらの条項がなければ当社は本契約を締結しません。

1. 定義及び解釈

「学術関係者」とは、学術機関の正式な又は入学を許可された学生又は教員をいいます。

「学術機関」とは、一般に認められている非営利の学術機関又は教育機関をいいます。

「追加ライセンス」とは、あなたの取引文書に規定されるライセンス又は権利に随時追加される、本ソフトウェアの利用に関するライセンス又は権利をいいます。

「追加ライセンス料」とは、本契約の条項に従って要求された追加ライセンスに対して支払うべき、要求されたライセンス・エディションに従って計算される料金をいいます。追加ライセンス料は、あなたの取引文書において特定されている暦月の最初の日から追加ライセンスが要求されたライセンス期間の終了まで日割計算されます。

「関連会社」とは、ある法人との関係において、直接的又は間接的に、当該法人を支配し、当該法人に支配され、又は、当該法人と共通の支配下にある法人をいいます。ここで、支配とは、法人の所有権の50%以上を保有するか、契約その他により当該法人の経営に指示をする権利を有することをいいます。支配する及び支配されるとは、そのとおりに解釈されます。

「アプリケーション」とは、本ソフトウェアを利用する、あなたが開発し、あなたのために開発され又はあなたが利用する権利を有するソフトウェア・プログラムをいいます。アプリケーションは、本ソフトウェアと大幅に異なる機能を有さなければいけません。

「ビューロー提供目的利用」とは、あなた自身の事業目的又はあなたにサービスを提供させる第三者の事業目的で、第三者又は当該第三者を代理する者から提供された当該第三者のデータを処理するための、あなたによる本ソフトウェアの利用をいいます。

「営業日」とは、通知を受領する当事者が設立され又は居住する国における週末又は祝日以外の日で、当該国の首都の銀行が営業している日をいいます。

「ビジネス・ユーザー」とは、法人若しくは非法人の会社、組合、慈善団体、非営利団体、政府機関、政府若しくは規制団体若しくは者又はその他の団体若しくは者若しくは非法人の会社、組合、慈善団体、非営利団体、政府機関、政府若しくは規制団体若しくは者又はその他の団体若しくは者の代理であって、本ソフトウェアをその取引、事業又は職業の目的で利用する者をいいます。

「商用目的利用」とはビジネス・ユーザーによる本ソフトウェアの利用をいいます。

「コンサルティング提供目的利用」とは、第三者に対する専門的なサービスの提供のための本ソフトウェアの利用（コンピューター・プログラムの開発及び試験、問題診断、デモ、コンセプト・ワークの実現可能性診断又は実証を含みますが、第三者のデータのあなた又は当該第三者の事業目的による処理は含みません。）をいいます。

「消費者」とは、本ソフトウェアを、取引、事業又は職業の目的なくして利用する者をいいます。なお、学術関係者（以上に定義します。）であっても、消費者に該当することは可能です。

「顧客データ」とは、本ソフトウェアの使用の目的のために、又は、使用を促進するために、あなたから又はあなたに代わって提供されたデータをいいます。

「データ保護法」とは、(1) 2018年5月25日まで（同日を含みません。）の英国の1998年データ保護法及びその改正法、(2)2018年5月25日以降のEU一般データ保護規則（(EU)2016/679）（以下「GDPR」といいます。）及び英国におけるその施行法、規則、関係法（その後の改正を含みます。）（ただし、GDPRが英国において直接適用されなくなった場合には、GDPRの後継法律又は英国の1998年データ保護法が適用されます。）、又は、(3)適用法令の下で関係当事者に随時適用される同等の法律、規則及び／又は法令、をいいます。

「デモンストレーション目的利用」とは、第三者が、その取引、事業、専門又は制作での使用のために（当該第三者が消費者である場合は、個人的使用のために）本ソフトウェアを評価することができるように、当該第三者に対して本ソフトウェアのデモンストレーションを行う目的でのみ使用することをいいます。

「開発及び試験目的利用」とは、コンピューター・プログラムの試験、ベンチマーク、開発若しくは変更又はかかるプログラムの運用の検証のための本ソフトウェアの利用をいいます。

「障害復旧目的利用」とは、あなたのプロダクション環境が利用できない場合にのみ、あなたのプロダクション環境が復旧されるまでの間にも、障害復旧環境において行う本ソフトウェアの利用又は障害復旧環境の合理的な定期検査のために行う本ソフトウェアの利用をいいます。

「評価目的利用」とは、あなたがビジネス・ユーザーである場合には取引、事業又は職業の目的、あなたが消費者である場合にはあなたの個人的な目的での利用のために行う、本ソフトウェアの評価をいいます。

「不可抗力」とは、当社の合理的な支配を超える行為又は事由（公共又は私有の電気通信ネットワークの障害を含みますが、これらに限りません。）をいいます。

「ライセンス・エディション」とは、あなたの取引文書において特定される、あなたが購入したライセンスのバージョンをいい、購入された各エディションは、それぞれが別個の「ライセンス」を構成します。

「ライセンス料」とは、あなたの取引文書において定められる料金をいいます。

「ライセンス・キー」とは、当社が（直接もしくは再販業者、アウトソース・プロバイダ又はOEMパートナーを通じて）提供する、本ソフトウェアの運用を可能にするコンピューター・ファイルをいいます。

「ライセンス期間」とは、

- 1 スタンダード版ライセンス、アプリケーション・プロバイダ版ライセンス、障害復旧版ライセンス、デモンストレーション版ライセンス、開発版ライセンス又はアウトソース版ライセンス（それぞれ以下に

定義します。)については、あなたの取引文書において定められる暦月の最初の日又はその後毎年の直近の応当日のうち遅い方の現地時間00:00から始まる12ヶ月の期間(又はあなたの取引文書において定められるその他の期間)をいいます。

- 2 エクスプレス版ライセンス若しくはコミュニティ版ライセンス(それぞれ以下に定義します。)については、あなたの取引文書において定められる暦月の最初の日又はその後毎年の直近の応当日のうち遅い方の現地時間00:00から始まる12ヶ月の期間をいいます。
- 3 評価版ライセンス(以下に定義します。)については、あなたの取引文書において定められる日の現地時間00:00から始まる30暦日の期間(又はあなたの取引文書において別途定められている場合にはその期間)をいいます。
- 4 アカデミック版ライセンス(以下に定義します。)については、あなたの取引文書において定められる日又はその後毎年の直近の応当日のうち遅い方の直前の9月の最初の日の日現地時間00:00から始まる12ヶ月の期間(又はあなたの取引文書において別途定められている場合にはその期間)をいいます。

「非商用目的利用」とは消費者による本ソフトウェアの利用をいいます。

「OEM顧客」とは、(1)本ソフトウェアを含むOEMソフトウェアを提供することを事業とし、かつ、(2)関係するOEMプロバイダとの間で本ソフトウェアの使用を含む特定のOEMソフトウェアを提供するための契約を締結した第三者(以下「OEMプロバイダ」といいます。)から、本ソフトウェアへのアクセスについて提供を受けた本ソフトウェアのユーザーをいいます。

「操作説明書類」とは、全てのウェブサイト、マニュアル、文書、ヘルプ・システム、データ、テンプレート、利用例及びその他の本ソフトウェアに関連してあらゆる形式であなたに提供される情報をいいます。

「オペレーティング・システム」とは、あなたの取引文書において定められる、あなたが本ソフトウェアをインストールすることができるコンピューター・オペレーティング・システムをいいます。

「アウトソース顧客」とは、(1)本ソフトウェアを含むアウトソース・サービスを提供することを事業とし、かつ、(2)関係するアウトソース・プロバイダとの間で本ソフトウェアの使用を含む特定のアウトソースされたサービスを提供するための契約を締結した第三者(以下「アウトソース・プロバイダ」といいます。)から、本ソフトウェアのアクセス権の提供を受けた本ソフトウェアのユーザーをいいます。

「アウトソース・プロバイダ」とは、取引文書において、本ソフトウェアのアウトソース・プロバイダ目的利用の権利を付与されたユーザーをいいます。

「アウトソース・プロバイダ目的利用」とは、アウトソース・プロバイダとして、本契約に従い、あなた又はあなたのアウトソース顧客が保有、支配又は管理するコンピューター・システムへの本ソフトウェアの1回以上のインストールをあなたが主催し及び/又は管理することをいいます。この場合、各インストールは、個別のアウトソース顧客による、アウトソース顧客の事業目的のための使用に関する本契約の条項に従った開発及び試験目的利用、プロダクション目的利用及び/又は障害復旧目的利用のために提供されます。

「者」とは、自然人をいいます。

「パーソナル・データ」とは、それぞれの管轄におけるデータ保護法の下で保護されるデータをいいます。

「プラットフォーム・タイプ」とは、あなたの取引文書において定められるプラットフォームをいいます。

「プレミアム・テクニカル・サポート・サービス」とは、テクニカル・サポート・サービス一覧表に定める、当社のプレミアム・テクニカル・サービスをいいます。

「プロダクション目的利用」とは、現在又は過去のデータの処理の目的で行う、あなたのプロダクション環境における本ソフトウェアの利用をいいます。

「取引文書」とは、あなたが当社から本契約に関連して受領する、電子的文書及び/又は印刷文書(注文確認書、注文書、見積書、作業命令書及び作業指示書を含みます。)をいいます。あなたがアウトソース顧客又はOEM顧客である場合、取引文書は、アウトソース・プロバイダ又はOEMプロバイダから本ソフトウェアの使用に関連して受領する、電子的文書及び/又は印刷文書をいいます(当該文書には、他の事項と共に、本ソフト

ウェアに関するあなたの使用の権利及びライセンス期間が記載されます。もし記載されていない場合には、あなたのOEMプロバイダ又はアウトソース・プロバイダに連絡し、あなたの使用の権利及びライセンス期間について確認してください。)

「リモート・デスクトップ・アクセス」とは、ある者のローカル・コンピューターからネットワークに接続されたサーバー又はワークステーションのデスクトップ・ログイン・セッションにアクセスするための、当該者によるリモート・デスクトップ・ソフトウェアを経由する本ソフトウェアの利用をいいます。

「更新ライセンス料」とは、あなたの取引文書に定められる、あなたのライセンスの更新に関してあなたが支払わなければならない料金をいいます。

「再販業者」とは、当社が本ソフトウェアのライセンスを配布する権利を付与した仲介者をいいます。

「サーバー」とは、物理的又は仮想のコンピューター・システム（どの場所（データセンター、サーバールーム又はサーバーキャビネットを含みます。）に設置されているかを問わず、本ソフトウェアがデータ若しくはネットワーク・サービスを他のユーザー若しくはコンピューターに対して利用可能にすること、又は複数のユーザーが同時に本ソフトウェアを直接又は間接に利用できるようにすることを可能にするメインフレーム・コンピューターを含みます。）をいいます。

「本ソフトウェア」とは、あなたの取引文書に列挙されたソフトウェア・モジュール、並びに、当該ソフトウェアのアップデート、アップグレード、スタンダード・テクニカル・サポート・サービス又はプレミアム・テクニカル・サポート・サービス及び操作説明文書（全て以上又は以下に定義します。）をいいます。

「スタンダード・テクニカル・サポート・サービス」とは、テクニカル・サポート・サービス一覧表に定める、当社のスタンダード・テクニカル・サービスをいいます。

「テクニカル・サポート・サービス一覧表」とは、「テクニカル・サポート・サービス一覧表」という表題の本契約に関する一覧表（その後の変更を含みます。）をいいます。

「アップデート」とは、当社の裁量により当社が決定する、軽微な修正及び／又は追加の機能を提供する、本ソフトウェアの新しいバージョンをいいます。

「アップグレード」とは、当社の裁量により当社が決定する、重大な修正及び／又は追加の機能を提供する、本ソフトウェアの新しいバージョンをいいます。

「仮想デスクトップ・インフラストラクチャー」又は「VDI」とは、シンクライアントのハードウェア又はソフトウェア経由で、あなたに勤務する者又はあなたを代理する者に、独立した仮想デスクトップ・ログイン・セッション（それぞれ「デスクトップ」を構成します。）を提供するための、サーバーを利用したコンピューター設定の範囲内で行う本ソフトウェアの利用をいいます。

「ワークステーション」とは、パーソナル・コンピューター、ワークステーション、デスクトップ、ラップトップ、ノートブック、ネットブック、タブレット又はスマートフォンであって、それに接続された物理的画面を持ち、データセンター、サーバールーム、サーバーラック又はその他の無人の場所に位置していないものをいいます。

なお、「含む」、「特に」、「例えば」又はそれらに類する表現に引き続く言葉は例示的なものであり、それらの言葉又はそれらの表現に引き続く記載、定義又はフレーズの意味を限定するものではありません。

2. ライセンスの付与及び範囲

2.1 当社のライセンス料領収とあなたが本契約の条項を遵守することを条件として、当社は、あなたに対して、ライセンス期間において本ソフトウェアをあなた自身の個人的な目的（あなたが消費者である場合）又はあなた及び／又はあなたの関連会社の通常の内部的な事業目的（あなたがビジネス・ユーザーである場合）又はアウトソース・プロバイダ目的利用（あなたがアウトソース・プロバイダである場合）のために利用し、あなたの関連会社が利用するのを許可する非独占的、非譲渡性、限定的、取消可能なライセンスを付与します。

- 2.2 あなたがアウトソース顧客又はOEM顧客である場合、あなたのアウトソース・プロバイダ又はOEMプロバイダによって明示的に許可され、本条の他の規定があなたに適用されない場合にのみ、常に本契約の条項に従って本ソフトウェアを利用することができます。
- 2.3 あなたが本ソフトウェアをデモンストレーション目的利用のために使用する権利を付与された場合、あなたはそのようなデモンストレーション目的で本ソフトウェアを使用することができますが、本ソフトウェアによって生成された結果はいかなる理由があってもその他の商業的目的のために使用することはできません。ただし、別途そのような目的のために本ソフトウェアを使用する権利を付与された場合を除きます。
- 2.4 あなたが本ソフトウェアを評価目的利用のためにのみ使用する権利を付与された場合、本ソフトウェアの出力及び／又は結果はいかなる理由があってもその他の事業上、商業的又は個人的な目的のために使用することはできません。
- 2.5 当社による取引文書の発行は、この取引文書に規定されたイングランドでのライセンス料と同等のあなたの預り金と共に、あなたが当社のライセンスを申し込む条件とみなされます。あなたの支払い義務は、当社がライセンス・キーを発行することによってあなたの申し込みを受諾するまでは発生せず、この時点であなたのライセンス料支払いのための当社への預かり金を領収する権利が当社へ付与されます。
- 2.6 当社からあなたへライセンス・キーを発行する前には、当社が受け取ったあなたからのすべての料金は、あなたのアカウントに保持されます。当社がライセンス・キーを発行するまでは、あなたは、いつでもライセンスの申し込みを取り下げることができます。ライセンス・キー発行の前にあなたの申し込みを取り下げた場合、あなたの当社への預り金はすべて払い戻されます。
- 2.7 ライセンス・キーを共有又は譲渡することはできません。ライセンス・キーは、あなたの居住地および本ソフトウェアが利用される場所に関係なく、イングランドであなたに発行されたものとみなされます。当社が、イングランドにおいてライセンス料又は更新ライセンス料若しくは追加ライセンス料（以下「料金」といいます。）を領収する前にあなたに対してライセンス・キーを提供した場合、それはあなたの支払義務の免責を意味しません。いかなる料金の領収前のあなたによる本ソフトウェアのいかなる利用も、本契約の条項を遵守することを前提としますが、当社は、あなたに通知することで本ソフトウェアのいかなる利用も直ちに終了させる権利が付与されています。かかる利用終了の場合には、あなたは、本ソフトウェアをそれ以上使用してはならず、あなたが料金を支払っていないライセンスに係る本ソフトウェアの全ての複製と全てのライセンス・キーを直ちに恒久的に削除しなければいけません。
- 2.8 あなたが追加ライセンスの取得を希望する場合には、あなたは、要求するライセンス・エディションを当社に通知し、追加ライセンス料を当社に支払わなければいけません。追加ライセンスは、それが取得されたライセンス期間の終了時に失効します。
- 2.9 あなたは、本ソフトウェアが、各ライセンス期間の終了時に本ソフトウェアを無効化するライセンス・キーによって有効化されていることを認識しています。当社は、更新ライセンス料を受領した場合には、あなたに対し、あなたが当社の指示に従ってのみ利用すべき代替ライセンス・キーを提供します。
- 2.10 当社は、本ソフトウェアについて全ての必要な輸出ライセンスを取得します。あなたは、本ソフトウェアの輸入について全ての必要なライセンス及び／又は許認可を取得します。
- 2.11 あなたは、権限を付与されたあなたの従業員、代理人、構成員、契約業者及びコンサルタントにのみ本ソフトウェアを使用させることを許可することができ、あなたの関連会社の従業員、代理人、構成員、契約業者及びコンサルタントのみが本ソフトウェアを使用するように保証しなければならず、いずれの場合も、本契約の条項に従わなければいけません。あなたがあなたの関連会社の者に本契約の条項に従い本ソフトウェアの使用を許可する場合、本契約の他の条項中の「あなた」という記載については、「あなた又はあなたの関連会社」を意味するものと解釈されます。あなたは、あなたの関連会社による又はあなたの関連会社に代わっての使用及び／又は誤用、もしくは、無権限による使用について、当社に対して責任を負わなければいけません。あなたの関連会社又は関連会社に代わって行為を行う者が本契約の条項に従わずに本ソフトウェアを使用した場合には、あなた自身がそのような使用を行ったものとみ

なし、あなたは、当該使用の結果当社が被った損失又は損害について責任を負います。

3. 全てのユーザーの権利及び制限

3.1 ライセンス期間中、あなたは、あなたが以下に定める条件を遵守することを条件として、以下に定める条件に従い、以下の行為を行うことができます。

- (a) あなたの個人的な利用（あなたが消費者である場合）又はあなたの通常の内部的な事業目的（あなたがビジネス・ユーザーである場合）又はアウトソース・プロバイダ目的利用（あなたがアウトソース・プロバイダである場合）のために本ソフトウェアをダウンロード、インストール及び利用すること。あなたが取得した各ライセンス・エディションについて、あなたは本ソフトウェアを以下の条件に従って利用しなければいけません。
 - i) 以下に定める当該ライセンス・エディションに帰属する利用権の内容に従うこと。ただし、あなたがアウトソース顧客又はOEM顧客である場合には、あなたは、開発及び試験目的利用、プロダクション目的利用及び／又は障害復旧目的利用のためにのみ本ソフトウェアを使用することができます。
 - ii) あなたの取引文書において定められたプラットフォーム・タイプにおいて利用すること。
 - iii) あなたの取引文書において定められたオペレーティング・システムにおいて利用すること。
- (b) 本ソフトウェアのバックアップ・コピーを1つ作成すること。
- (c) 当社が随時提供するアップグレード又はアップデートを受領し、利用すること。

3.2 あなたがOEM顧客である場合を除き、あなたは、以下の権利を有します。

- (a) スタンダード版ライセンス、アプリケーション・プロバイダ版ライセンス又は障害復旧版ライセンスについて、スタンダード・テクニカル・サポート・サービスを受けること。
- (b) あなたの取引文書において定められている場合には、プレミアム・テクニカル・サポート・サービスを受けること。

あなたがOEM顧客である場合には、ライセンサーではなくあなたのOEMプロバイダが、あなたに対してテクニカル・サポート・サービスを提供する責任を負います。あなたが再販業者を通して本ソフトウェアのライセンスを取得した場合には、当該再販業者は、あなたに対してテクニカル・サポート・サービスを提供することができます。

当社のソフトウェア・サービス・ライフタイム（サンセット）ポリシー（【<https://www.worldprogramming.com/support/wps-analytics/service-lifetime>】に記載されています。）は、本ソフトウェアの各バージョンについて利用可能なテクニカル・サポート・サービスの概要を示しています。本ソフトウェアの各バージョンについての「エンド・オブ・ライフ」又は「サンセット」という言葉は当該製品についてのサポートの終了時期を表す言葉であり、その日以降、当社は、本ソフトウェアの当該バージョンに関して、新たなアップグレード、アップデート、新たな特徴、改良又は技術的補助を提供しません。本ソフトウェアの様々なバージョンについてのエンド・オブ・ライフ日は、<https://www.worldprogramming.com/support/wps-analytics/service-lifetime>において規定されています。

3.3 本契約に別段の定めがある場合を除き、あなたは以下の事項を遵守しなければいけません。

- (a) 本契約に従った本ソフトウェアの通常の使用に必要な場合を除き、本ソフトウェア又はその一部の複製を作成しないこと。
- (b) 本ソフトウェアのバックアップ・コピーを複数作成しないこと。
- (c) 第三者に対して、本ソフトウェアの貸与、賃貸、サブライセンス、翻訳、統合、変更若しくは改変、本ソフトウェアの利用の許可又は本ソフトウェアの譲渡をしないこと。

- (d) 本ソフトウェアの全部若しくは一部の変更、本ソフトウェアの全部若しくは一部の他のソフトウェアとの結合若しくは他のソフトウェアへの組み込み又は本ソフトウェアの二次的著作物の創作をしないこと。
 - (e) 本ソフトウェアの全ての複製を安全に保管し、本ソフトウェアの全ての複製の数及び所在について正確かつ最新の記録を保持すること。
 - (f) あなたが、事業者又は団体（性質の如何を問いません。）である場合には、本ソフトウェアの利用の監督及び管理を行い、本ソフトウェアがあなたの従業員、代理人、コンサルタント及び契約業者並びにその他のあなたのために行動する代表者のみによって、本契約の条項に従って利用されるようにすること。
 - (g) いかなる媒体上にあるかを問わず、あなたが作成する本ソフトウェアの全部又は一部の複製の全てに当社の著作権表示を含めること。いかなる通知又はセキュリティー・プロトコルも回避し、削除し又は無効化しないこと。
 - (h) 本ソフトウェアと同様又は類似する機能を生じるソフトウェアを作成若しくは改善し又は他のソフトウェアを修正してかかるソフトウェアを作成するために、本ソフトウェア、当社が提供する本ソフトウェアに関するいかなる情報又は本ソフトウェアの観察、研究若しくは試験により得られたいかなる情報も利用しないこと。
- 3.4 あなたが、情報を要求する目的を明らかにして書面により要求した場合には、当社は、適用法令により必要とされる限度において、本ソフトウェアと他のソフトウェア・プログラムとの相互運用を実現するために必要な全ての情報を提供します。あなたは、目的を問わず、本ソフトウェアの逆アセンブル、リバースエンジニアリング又は逆コンパイルをしないことについて、適用法令が許容する限度において最大限保証及び同意します。あなたは、当社の事前の書面による同意なくして当社から受領したいかなる情報も第三者に開示又は伝達しないこと、かかる情報を本ソフトウェアと他のソフトウェア・プログラムとの相互運用を実現する目的のためだけに利用すること（本ソフトウェアと同一又は類似のソフトウェアの作成のために利用しないことを含みます。）に同意します。
- 3.5 あなたがビジネス・ユーザー又は組織である場合、当社は、あなたに対して、あなたの事業による使用のためにのみ本ソフトウェアを提供するものとし、あなたは、その他の目的で本ソフトウェアを使用し、再販売し、サブライセンスし、又は、放棄してはいけません。
- 3.6 あなたがあなたの事業外の目的のために活動する個人である場合には、本契約には適用法令における遠隔販売に関する規定が適用されることがあります。もし遠隔販売に関する規定が適用される場合、あなたは本契約の規定に合意してから14日以内であれば、費用負担なしに本契約を解除する権利を有します。もしあなたがこの方法での解除を希望する場合には、書面により解除の意思を当社に知らせなければいけません。

4. ライセンス・エディション及び利用権

4.1 スタンダード版ライセンス

スタンダード版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、開発及び試験目的利用、プロダクション目的利用、コンサルティング提供目的利用及びビューロー提供目的利用のみをする権利を付与します。

4.2 コミュニティ版ライセンス

コミュニティ版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、非商用利用目的でのみ利用するという条件で、開発及び試験目的利用及びプロダクション目的利用のみをする権利を付与します。誤解を避けるためにいえば、あなたは、本ソフトウェアを商用利用目的で使用することはできません。

4.3 エクスプレス版ライセンス

エクスプレス版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、本ソフトウェアの利用方法を学ぶた

めの利用、開発及び試験目的利用及び評価目的利用のみをする権利を付与します。

4.4 障害復旧版ライセンス

障害復旧版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、障害復旧目的利用のみをする権利を付与します。

4.5 評価版ライセンス

評価版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、評価目的利用のみをする権利を付与します。

4.6 デモンストレーション版ライセンス

デモンストレーション版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、デモンストレーション目的利用のみをする権利を付与します。

4.7 開発版ライセンス

開発版ライセンスは、あなたが、本ソフトウェアにつき、開発及び試験目的利用のみをする権利を付与します。

4.8 アカデミック版ライセンス

アカデミック版ライセンスは、学術機関及び学術関係者のみが利用することができます。

あなたが学術機関である場合には、当該学術機関の提供する課程又は当該学術機関のために行われる研究に関連する研究、教育、授業又は学習の提供又は実施の目的に限り、あなたは、本ソフトウェアを利用し、かつ、その学術関係者に本ソフトウェアを利用する権限を与えることができます。本ソフトウェアを利用する権限を同時に与えることができる学術関係者の最大数は、あなたの取引文書において定められます。

あなたがアカデミック版ライセンスを取得した学術関係者である場合には、あなたは、本ソフトウェアをあなたの学術機関における身分に関連する研究又は学習のために利用することができます。あなたが学術機関における身分を持たなくなった場合には、本契約は直ちに終了します。

本ソフトウェアを利用して行う研究は、<http://www.oecd.org/innovation/inno/frascati-manual.htm>から入手可能な、OECD Frascati Manual 2015のSection 2.1に従ったResearch and Experimental Development (R and D)の定義に厳密に従わなければいけません。定義は以下のとおりです。「R and Dは、人間、文化及び社会に関する知識を含む知識の蓄積を増やすため、及び、利用可能な知識の新たな応用の考案のために行われる創造的・体系的作業から成る。」あなたは、あなたの研究の結果を、営利目的の出資者その他の研究資金の出資元に提供すると同時に又はそれに先立ち、公表しなければいけません。

4.9 アプリケーション・プロバイダ版ライセンス

アプリケーション・プロバイダ版ライセンスは、あなたが、あなたの顧客又は潜在的な顧客に対してサービスを提供するために、アプリケーション内において又はアプリケーションから本ソフトウェアを利用する権利を付与します。いかなる場合にも、あなた以外の第三者が本ソフトウェアにアクセスしてはいけません。

4.10 アウトソース版ライセンス

アウトソース版ライセンスは、あなたの取引文書において規定されたアウトソース顧客との関係で、本契約の条項に従い、本ソフトウェアにつき、アウトソース・プロバイダ目的利用をする権利を付与します。

あなたは、あなたの取引文書において規定されていないアウトソース顧客との関係で、本ソフトウェアにつきアウトソース・プロバイダ目的利用をすることはできません。ただし、あなたが、関係するアウトソース顧客の正式名称及び住所を当社に書面にて通知し、期限が到来した追加ライセンス料を当社に支払い、当社が当該新しいアウトソース顧客について書面で承認をした場合には、この限りではありません。

アウトソース顧客は、あなたの取引文書においてあなたに対して権利が付与されたスタンダード・テクニカル・サポート・サービス及びプレミアム・テクニカル・サポート・サービスと同じ権利を有します。

あなたは、いかなる時も、本契約及びあなたの取引文書に規定された利用権及び限定に従って、本ソフトウェアを使用しなければいけません。これらの目的において、アウトソース顧客による本ソフトウェアの使用は、あなたによる使用とみなされます。

あなたは、全てのアウトソース顧客が本契約の条項に従って本ソフトウェアを使用することを保証する完全な責任があることを認識し、同意します。当社の合理的な要求により、あなたは、本契約に従わない形で本ソフトウェアを使用したアウトソース顧客に対して法的措置をとらなければいけません。

アウトソース顧客による本ソフトウェアの使用に先立ち、あなたは、アウトソース顧客が本契約の条項の写しを提供されるとともに、当該アウトソース顧客が、本契約の条項にのみ従い、また、そのように取引文書において規定されたとおりに、本ソフトウェアにつき、開発及び試験目的利用、プロダクション目的利用及び／又は障害復旧目的利用のみ許されていること、及び、インストール数及び／ユーザー数について、書面で同意することを保証しなければいけません。あなたは、あなたのアウトソース顧客に対して本契約の条項に従うように要求する商業的に合理的な努力を行わなければいけません。

アウトソース顧客、もしくは、従業員、代理人、コンサルタント、契約業者その他のアウトソース顧客の代わりに行為を行う者が、本契約の条項に従わない形で本ソフトウェアを使用した場合には、あなたは、あなた自身が本契約に違反したものとして当社に対して責任を負い、あなたは、当社が結果として被ったあらゆる性質の損害、損失及び／又は合理的な費用を当社に対して補償しなければいけません。本契約におけるいかなる責任限定も、本項に規定するあなたの補償に関しては適用されません。

当社が、アウトソース顧客による本契約の条項に従わない本ソフトウェアの使用について、当該アウトソース顧客を追及することを希望する場合には、あなたは、直ちに協力しなければならず、当社が要求した文書又は記録を直ちに当社に提供しなければいけません。

いかなる場合であっても、アウトソース顧客の行動の結果あなたが被ったあらゆる性質の損失、損害、コスト又は費用に関して、当社は、アウトソース顧客及びあなたに対して責任を負いません。

あなたは、本契約に基づいてあなたに付与された権利よりも広い、又は、矛盾する、本ソフトウェアに関する権利を、意図的に付与し又は付与することを意図し、もしくは、第三者に対してそのような権利を有すると表明し又は表明することを意図しておらず、また、今後もしないことを保証し同意します。

あなたがアウトソース顧客が本契約の条項に従わない形で行動し又は行動しなかったことに気づいた場合には、あなたは、以下に掲げる措置をとらなければいけません。

- (a) 直ちに当社に知らせ、当該アウトソース顧客の行為又は不作為の詳細な情報を提供すること。
- (b) あなたの費用において違反を治癒するための迅速で商業的に合理的な是正手段及び／又はその他の適切な手段を講じ、その講じられた是正手段について当社に書面で知らせること。
- (c) 当社の要求により、当該アウトソース顧客がそれ以降本ソフトウェアを使用しないようにするためのあらゆる手続を直ちにとること。
- (d) 当社が当該アウトソース顧客に対して対処することを選択し、適切であろう手段を講じようとする場合には、当社に合理的な協力を行うこと。

あなたがアウトソース顧客に関して行動を起こした場合であっても、当社が当該アウトソース顧客に対して本契約の条項に従うように強制する措置を講じることは妨げられません。

本条に規定するあなたの義務は本契約の満了又は終了後も存続します。

4.11 プラットフォーム・タイプ

- (a) ワークステーション

- i) ワークステーションにおける利用を許諾された本ソフトウェアについては、あなたは、あなたの取引文書において定められる、許容されるワークステーション（それぞれを「承認ワークステーション」といいます。）の最大数に達するまで、各ワークステーションにつき1つ、本ソフトウェアの複製をインストールすることができます。本ソフトウェアがVDIにおける利用のために許諾されている場合には、あなたは、本ソフトウェアをVDIにインストールすることができます。この場合、本ソフトウェアは当該VDI内のデスクトップを経由してのみ利用することができ、同時に表示するデスクトップの最大数は、あなたの取引文書において定められた最大許容数を超えてはいけません。
 - ii) ワークステーションにおける利用を許諾された本ソフトウェアは、サーバー又はサーバーとして利用されているワークステーション・コンピューターにインストールしてはいけません。ただし、本ソフトウェアがVDIにおける利用のために許諾されている場合は唯一の例外であり、この場合、本ソフトウェアはVDI内のサーバーのみにインストールすることができ、VDI内のデスクトップを経由してのみ利用することができます。
 - iii) 1つの承認ワークステーション、又はVDIの場合には1つのデスクトップにおいては、同時に1人の者のみが本ソフトウェアを利用することができます。ただし、ある時点において本ソフトウェアがインストール及び利用されているワークステーションの数が、許容された承認ワークステーションの最大数（あなたの取引文書において定められます。）を超えない場合には、あなたは、本ソフトウェアを承認ワークステーションから他のワークステーションに移行することができます。ただし、本ソフトウェアは、元の承認ワークステーションから直ちに削除されなければいけません。あなたが、上記行為を行った場合、本ソフトウェアが移行された当該ワークステーションは、承認ワークステーションになります。あなたは、1つのインスタンス又はインストールについて、ワークステーション・コンピューター間でライセンスを共有する目的又はマルチユーザー環境を促進する目的で、ワークステーション間で本ソフトウェアを移行してはいけません。
 - iv) ワークステーションにおける本ソフトウェアの定期的又は自動化された利用は、本ソフトウェアの主たるユーザーが事業上の職務を遂行するための直接の利益のためにしか行ってはいけません。
 - v) 承認ワークステーションとネットワーク接続された他のコンピューターからの承認ワークステーション上の本ソフトウェアに対する直接又は間接の接続は許されません。ただし、唯一の例外として、本ソフトウェアの主たるユーザーは、リモート・デスクトップ・アクセスを介して承認ワークステーション上の本ソフトウェアに接続することができます。あなたは、1つのインスタンス又はインストールについて、ワークステーション・コンピューター間でライセンスを共有する目的又はマルチユーザー環境を促進する目的で上記行為をしてはいけません。
- (b) サーバー
- i) サーバー上での利用を許諾された本ソフトウェアは、サーバー又はサーバーとして利用されているワークステーション・コンピューター（この場合、当該ワークステーションを「サーバー」として扱います。）にインストールすることができます。
 - ii) 1つのサーバーにインストールすることが許される本ソフトウェアの数は、あなたの取引文書において定められます。
 - iii) サーバーの最大数、サイズ、キャパシティ又は仕様は、あなたの取引文書において定められます。
 - iv) サーバー上の本ソフトウェアを同時に利用できるユーザーの最大数は、あなたの取引文書において定められます。
 - v) あなたの取引文書において、本ソフトウェアがクライアント・コンポーネント（以下「ソフトウェア・クライアント」といいます。）と共に提供されると定められている場合、本ソフ

トウェアは、1つ以上のサーバー又はワークステーション上にインストールされるソフトウェア・クライアントを通じてアクセスすることができます。

- vi) 本ソフトウェアの定期的若しくは自動化された利用、又はバッチ処理は、該当するライセンス・エディションにおいて明示的に許容される利用目的のために、サーバー上で許容されません。

5. 知的財産権

- 5.1 あなたは、全世界における本ソフトウェアの全ての法的な又は受益者としての権利、権原及び利益並びにかかる本ソフトウェアに関連する全ての知的財産権は当社及び／又は当社のライセンサーに帰属すること、本ソフトウェアを使用する権利はあなたに許諾されたものである（売却されたものではない）こと、及びあなたは本ソフトウェアについて本契約の条項に従った利用をする権利以外の権利を有するものでないことを認めます。あなたは、本契約において明示的に許可された場合を除き、本ソフトウェアをサブライセンス、移転、譲渡、売却その他の方法で処分してはいけません。
- 5.2 あなたは、あなたが本ソフトウェアのソース・コードにアクセスする権利を有しないことを認めます。何らかの時に又は何らかの理由により、当社があなたもしくは州又は政府当局に対して、本ソフトウェアのあなたの使用法又はライセンスを理由に本ソフトウェアのソース・コードを手渡し又は開示する義務を負う場合、当社は本契約を直ちに解除する権利を有し、あなたは解除が発生した期間のライセンス期間に関してあなたが支払った料金の未使用の部分について返金を受ける権利を有します。

6. データ保護、セキュリティ、完全性

- 6.1 あなたは、あらゆる顧客データについての全ての権利、所有権及び持分を有していなければならず、当該顧客データの適法性、信頼性、完全性、正確性及び品質について単独の責任を負わなければいけません。
- 6.2 顧客データに何らかの損失又は損害が発生した場合、あなたが当社から受けられる唯一の排他的な救済は、当社が合理的で商業的な努力をもって当社が保持している当該顧客データの最新のバックアップから損失又は損害を受けた顧客データを復旧することです。ただし、当社は、あなたの取引文書において規定されていない限り、当該バックアップを作成し保持する義務を負いません。当社は、第三者によって引き起こされた顧客データの損失、破壊、破損、改変及び開示について責任を負いません。あなたは、あなたが何らかのセキュリティ違反の責任を負う場合、データの訂正のための全ての合理的な費用について単独で責任を負います。
- 6.3 当社及びあなたは、当社及びあなたに適用されるデータ保護法の全ての要件に従います。本条は、データ保護法に基づく当社又はあなたの義務に対して付加するものであり、それらの義務を緩和、除外、除去するものではありません。
- 6.4 当社とあなたは、当社が本契約に基づく義務を履行する際にあなたのためにパーソナル・データを処理する場合に、データ保護法の目的においてあなたがデータ・コントローラーであり当社がデータ・プロセッサであることに同意します（ここで、データ・コントローラー及びデータ・プロセッサはデータ保護法において定義されるとおりの意味を有します。）。
- 6.5 6.1条の原則に影響を与えることなく、あなたは、当社が本契約に従いあなたのためにパーソナル・データを適正・適法に使用し、処理し、移行することができるように、本契約の期間、本契約の目的において、当社に対してパーソナル・データの適法な移行を可能にするための全ての必要かつ適切な同意及び通知を行うことを保証しなければいけません。
- 6.6 6.1条の原則に影響を与えることなく、当社は、本契約に基づく当社の義務の履行に関連して、当社がデータ・プロセッサとして処理したパーソナル・データに関して、以下のことを行います。

- (a) 当社が適用法令によりパーソナル・データを処理する必要がある場合を除き、本契約の目的においてのみ、本契約の期間中のみ、あなたの書面による指示に基づき当該パーソナル・データを処理すること。当社が、パーソナル・データの処理のための基準として、欧州連合の一員の法律又は欧州連合法又は日本法に依拠する場合、当社は適用法令において禁止されない限り、適用法令において要求される処理を行う前に、このことを迅速にあなたに通知します。
- (b) 当社が、パーソナル・データの無権限又は違法な処理、及び、パーソナル・データに対する偶発的な損失、破壊又は損害（以下「パーソナル・データ違反」といいます。）から保護するための商業的に合理的な技術的・組織的な措置を実装することを保証すること。当該措置は、技術発展の状況及び当該措置の遂行コストを考慮し、無権限もしくは違法な処理、又は、偶発的な損失、破壊もしくは損害から発生し得る害悪、並びに、保護すべきデータの性質との関係で、適切なものであることとします（当該措置には、適切であれば、パーソナル・データの置換及び暗号化、システム及びサービスの秘密性、完全性、利用可能性及び復元性を保証すること、何らかの事象の後にパーソナル・データの利用可能性及びアクセスが適時に復旧できるように保証すること、及び／又は、当社が採用した技術的・組織的な措置の有効性を日常的に調査・評価することを含みます。）。
- (c) 本契約に基づきパーソナル・データを処理することを許可された個人が処理されるパーソナル・データの秘密性を尊重するように保証すること。
- (d) あなたの事前の書面による承認なしにサブプロセッサに委任しないこと、及び、以下に掲げる全ての事項が満たされない限り欧州経済領域（EEA）の外にパーソナル・データを移転しないこと。
- i) あなた又は当社が、移転に関して、データ保護法の下で許容される適切な予防措置を実装すること。
 - ii) 当該データについて強制力を有する権利及び有効な法的救済措置が存在すること。
 - iii) 移転されるパーソナル・データに対する適切なレベルの保護を提供することにより、データ保護法に基づく当社の義務を遵守すること。
 - iv) パーソナル・データの処理に関して事前に当社に通知されたあなたの合理的な指示に従うこと。
- あなたと当社は、いつでも、30日以上前の通知及び相互の合意により、6.6条(c)を、適応可能なコントローラー・プロセッサ間の標準条項又は適用可能な証明スキームの一部を構成する類似の条項に置き換えることにより、6.6条(c)を修正することができます（それらは、本契約の添付によって置き換えられた時点で適用されます。）。
- (e) あなたの費用により、当該データからの要求にあなたに対応すること、及び、セキュリティ、違反通知、影響調査及び管理当局又は監督機関への相談に関して、データ保護法に基づくあなたの義務を遵守することをあなたが保証することについて、あなたに協力すること。
- (f) パーソナル・データ違反に気づいた際に、不当な遅延なく、あなたに通知すること。
- (g) 当社組織内のパーソナル・データについての処理権限を有する者が秘密性を尊重していること、又は、法律上の秘密保持義務に拘束されることを保証すること。
- (h) あなたの書面による指示があった場合に、本契約の終了により、パーソナル・データ及びそのコピーを削除又はあなたに返却すること。ただし、適用法令によってパーソナル・データを保存することが要求される場合はこの限りではありません。
- (i) 当社が本条を遵守していることを示すために、完全で正確な記録及び情報を保持すること。
- (j) 本条に基づく当社の義務に当社が違反した場合に、当該違反に関してあなたが被った損失又は損害について、本契約の条項に従ってあなたに補償すること。
- (k) 日本の個人情報保護法の下で要求される場合に、当社が、パーソナル・データを取得する際に、当該パーソナル・データを使用する目的をあなたに知らせること。ただし、パーソナル・データを使用する目的が既に公表されている場合にはこの限りではありません。

7. 限定保証及び免責

- 7.1 当社は、当社が本ライセンスを付与する権利及び／又は権限を有することを保証します。また、当社が当該保証に違反したことに起因する第三者からの請求、訴訟、要求、法的措置、損害、罰金、料金、費用及び支出（弁護士費用を除きます。）について、（適用法令が許容する限りにおいて）あなたを補償し、保護し、防御します。
- 7.2 本ソフトウェアは、エラーがないことを保証されたものではなく、当社に、これに関して責任を認めるものでもありません。あなたは、本ソフトウェア及びあなたの利用目的のために本ソフトウェアによって生成又は処理されたデータの適合性についてはあなたのみが責任を負うものであること、及び、あなたが、あなたによる本ソフトウェアの利用又は本ソフトウェアのあなたによる利用によって生成されたデータの適合性の欠如に起因する第三者からの請求、要求又は訴訟から当社、当社の役員及び当社の従業員を防御し、補償し、保護することに同意します。
- 7.3 当社は、本第7条に定める限定的保証規定に定める保証のみを行うものであり、本第7条に定める限定的救済規定は、当社又は当社のサプライヤーによる保証違反に対するあなたの唯一かつ排他的な救済です。当社及び当社のサプライヤーは、あなたが本ソフトウェアを利用することにより得られるパフォーマンス又は結果について保証せず、また、保証することができません。上記に定める限定的保証規定を除いては、当社は、明示であると黙示であるとを問わず、また、成文法、判例法、慣習又はその他いかなる根拠に基づくものであるかどうかを問わず、適用法令が許容する限度において、一切の保証を行いません。適用法令により許容される最大限度において、当社及び当社のサプライヤーは、明示であると黙示であるとを問わず、その他の保証及び条件（本ソフトウェアに関する商品性、特定の目的への適合性、品質的満足、情報の内容若しくは正確性、平穩享有、権原及び非侵害又はエラーのない運用並びにサポート・サービスの提供又は不提供についての黙示の保証を含みますが、これらに限りません。）を否認します。適用法令が本契約の規定に拘わらず当社の黙示の保証の排除を許容しない場合には、全ての黙示の保証又は条件は、限定的保証規定の期間中のみ存続し、適用法令が許容する限度に制限されます。

8. 補償

- 8.1 当社は、第三者があなたの本契約の条項に従った本ソフトウェア（又はその一部）の所持又は使用が当該第三者の知的財産権を侵害していると主張してあなたに対して提起した請求または措置（以下「請求等」といいます。）について、当社の費用によりあなたを防御し、また、当社の判断・裁量により和解をします。当社は、当該請求等の結果、又は、当該請求等に関して、あなたが被った又はあなたに対して認められた全ての合理的な直接損失、損害、コスト（弁護士費用を含みます。）及び費用について責任を負います。本条は、当該請求等があなたの本契約の条項に従わない本ソフトウェア（又はその一部）の所持又は使用、当社が提供又は明記していないハードウェア又はソフトウェアと組み合わせて本ソフトウェアを使用したこと（ただし、当該組み合わせを行わなければ本ソフトウェアの使用による侵害行為を避けることができた場合に限り）、又は、サポートされていない本ソフトウェアのバージョンの使用に起因するものである場合には、適用されません。
- 8.2 第三者が、あなたに対して請求等を行った場合、又は、行う意思を通知した場合、8.1条の当社の義務は、あなたが以下の条件を満たした場合に発生します。
- (a) 合理的に実践可能な限り早く、当社に対して、当該請求等について、合理的に詳細に当該請求等の性質を明記した上で書面で通知を行うこと。
 - (b) 当社の書面による事前の同意がない限り、当該請求等に関して責任の自認、合意又は和解を行わないこと。
 - (c) 当社及び当社のアドバイザーが、当該請求等について調査し及び／又は防御する目的で（当社の費用負担で）調査し複製することができるように、当社及び当社のアドバイザーに対して、合理的な時間（また、合理的な事前通知の上で）、あなたの不動産、役員、取締役、従業員、代理人、代表

取締役又はアドバイザー、並びに、あなたの管理下又は顧客の支配下にある関連する資産、口座、文書及び記録に接触させること。

(d) 当該請求等について、回避し、争い、和解し又は防御するために当社が合理的に要求する行為を行うこと。

8.3 あなたに対して請求等が行われ、又は、行われる可能性が高いと当社が判断した場合には、当社は、当社の判断及び当社の費用負担により、以下のいずれかを行います（ただし、適用法令において許容される場合に限りです。）。

(a) 本契約の条項及びあなたに適用されるライセンス・エディションに従い、本ソフトウェア（又はその一部）の利用を継続する権利をあなたに調達すること。

(b) 本ソフトウェアを、同等の機能を有するソフトウェアに修正、修復又は置換すること。当社が、当社の裁量により、本ソフトウェアを、機能的に同等で侵害しないバージョンに修正、修復又は置換することができないと判断した場合には、当社及びあなたは、書面による通知を行うことにより本契約を解除することができます。この場合、当社は、あなたに対して、適用されるライセンス期間についてあなたが支払った残りの未使用の期間のライセンス料又は更新ライセンス料を返金します。適用法令において許容される限り、当社は、本8条に明示的に規定されている場合を除き、その他の責任を負いません。

(c) 書面による通知により、直ちに本ライセンスを解除し、あなたに対して、適用されるライセンス期間についてあなたが支払った残りの未使用の期間のライセンス料又は更新ライセンス料を返金します。

ただし、当社が本ソフトウェアを修正、修復又は置換する場合、当該修正、修復又は置換は本8条に含まれる保証に従わなければならない、あなたは、本契約の日付を当該修正又は置換が行われた日付に置き換えれば本8条においてあなたが有していたであろう権利と同じ権利を有します。

8.4 適用法令の下で拘束力を有する法的保証及び／又は義務に影響を与えることなく、本8条は、当該請求に関するあなたの排他的な救済手段及び当社の唯一の義務を構成します。なお、誤解を避けるためにいえば、本8条は9.3条及び9.4条に従います。

8.5 当社が提供する補償及び本ソフトウェアを修正、修復又は置換する義務は、当該請求が、全部又は一部において、あなた又はあなたを代理する者の行為、もしくは、アウトソース顧客、OEM顧客、アウトソース・プロバイダ、OEMプロバイダ又はそれらを代理する者の行為に起因するものである場合には適用されません。特に、当社は、あなた、あなたのアウトソース顧客、OEM顧客、アウトソース・プロバイダ又はOEMプロバイダが、何らかの方法で本ソフトウェアを改変、修正又は変更したり、本契約の条項に従わない形又は当社が提供していない他のソフトウェアと組み合わせて本ソフトウェアを使用したり、当社が特定した設備又は適切に構成された設備上にロードされていなかったりした場合には、あなた、あなたのアウトソース顧客、OEM顧客、アウトソース・プロバイダ及びOEMプロバイダに対して責任及び債務を負いません（上記の定めは、この場合に限定するものではありません。）。

8.6 あなたは、本契約の条項に従って顧客データを当社が処理したことに関して当社が第三者から受けた請求の結果、当社が被った全ての損害、損失又はあらゆる性質のコストについて、当社に補償しなければいけません。

9. 責任の限定；特定の損害の除外

9.1 あなたは、本ソフトウェアがあなたの個別の要求に合致するように開発されておらず、本ソフトウェアの購入又は利用の前に、本ソフトウェアの機能及び運用能力があなたの要求に合致していることをあなた自身の責任において確認しなければならないことを認識しています。

9.2 本ソフトウェアは耐障害性を有しておらず、安全装置の作動が要求される危険な環境や高リスクの活動のために設計、製造、使用することを意図されていません。あなたは、本ソフトウェアの障害の結果、死亡、身体傷害、深刻な身体的または環境的損害をもたらす可能性のある活動に関連して本ソフトウェ

アを使用しないことに合意します。当社及び当社のライセンサーは、特に、高リスクの活動への適応性について、明示的にも黙示的にも保証することを否定します。

9.3 あなたが、いかなる理由であるかを問わず、当社に対して損害を請求しようとする場合には、あなたは、適用法令が許容する限度において、直接損失（9.4条に従います。）の損害についてのみ、(1)あなたが現在のライセンス期間において本ソフトウェアについて当社に対して支払った金額又は(2)予見可能な損害の金額のどちらか小さい方を上限として、当社から損害の回復を受けることができます。

9.4 適用法令が許容する限度において、当社は、いかなる場合においても、契約、不法行為（過失を含みます。）、法律上の義務の違反その他いかなる原因で発生するかを問わず、本契約に基づいて若しくは関連して発生し又は本ソフトウェアの利用若しくは誤用に起因して発生した、あなたに対するいかなるその他の損害に関しても責任を負いません。かかるその他の損害（直接的（9.3条に規定する金額を超える場合）であると間接的であると問いません。）には以下のものを含みますが、これらに限られません。

- (a) 利益、売上、事業又は収入の逸失
- (b) 事業の中断
- (c) 予想した節減の喪失
- (d) データ又は情報の喪失又は破損
- (e) 事業の機会、信用又は名声の喪失
- (f) 特別の、間接的な、派生的な、純粋に経済的な損失、損害、費用、負担又は支出

なお、いずれも、合理的に予測可能であったかどうか、当社が事前にあなたがかかる損害若しくはかかる種類の損害を被る可能性を忠告されていたか、又は本ソフトウェアの修理、交換若しくは払い戻しがあなたの損害を完全に補償するかを問いません。

9.5 適用法令において限定又は除外が許容されない限り、本契約は、以下の各号に定める各当事者の責任を限定又は除外するものではありません。

- (a) 故意又は重過失による行為
- (b) 本契約に規定された主要な義務の違反
- (c) 当事者の過失により生じた死亡又は身体傷害
- (d) 詐欺又は悪意による不実の表明
- (e) 適用される強行法規によって除外又は限定することができないその他の責任

9.6 本契約は、本契約に関する当社の義務及び責任の全てを定めるものです。本契約において明示的に定められた場合を除いて、当社を拘束する条件、保証、表明その他の条項は、明示であるか黙示であるかを問わず、また、法定か否かを問わず、存在しません。成文法、慣習法その他如何なる根拠に基づくかを問わず、本契約に黙示的に含まれ若しくは組み込まれる本ソフトウェアの供給に関する全ての条件、保証、表明その他の条項は、法律上禁止されない限りにおいて、最大限本契約から除外されます。

10. 解除

10.1 各当事者は、他方当事者に以下の各号に定める事由が生じた場合には、他方当事者に対する書面の通知によって、直ちに本契約を解除することができます。

- (a) 本契約の重大な又は継続的な違反をし、他方当事者に対して治癒を求める書面による通知の到達から30日以内に他方当事者が治癒（治癒可能な場合）をしなかった場合。
- (b) 治癒できない本契約の重大又は永続的な違反をした場合。
- (c) 取引停止となり若しくはそのおそれがある場合、解散の命令を受け若しくは決議をした場合、他方当事者の業務を管理する管理人を設置する旨の命令を受けた場合、管理人の設置を求める申立てが

管轄裁判所になされた場合、管理人を設置する旨の意向通知を受けた場合、他方当事者の資産又は事業について管財人が指名された場合、管轄裁判所若しくは債権者が他方当事者の管財人若しくは管理人を指名する権限を有する状況が発生した場合、他者が他方当事者の資産を保有若しくは売却した場合、他方当事者が債権者の保護のために債権者と合意若しくは和解をし、若しくは管轄裁判所に何らかの申し立てをした場合、倒産した場合、債務不履行の結果として、いずれかの管轄において上記のいずれかと類似若しくは同様の行為を行い若しくは受けた場合又は他方当事者が倒産の申し立てをし若しくは宣告を受けた場合、当事者が他方当事者の管理人その他これと同等の倒産手続における関係者に対して本契約の継続を希望するか否かを問い合わせるために書面を送付することが法的に必要とされる場合には、本契約は、当該管理人その他の関係者が本契約の継続を希望しない場合のみ終了します。

解除が当社の治癒できない違反に起因するものである場合、あなたは、未使用のライセンス料について割合的に返金を受ける権利を有します。それ以外の場合には、上記のいずれに基づく解除の場合においても、あなたは、ライセンス料、更新ライセンス料又は追加ライセンス料の払い戻しを受ける権利を有しません。

- 10.2 あなたがアウトソース顧客又はOEM顧客である場合、本契約は、いかなる理由であっても、あなたのアウトソース・プロバイダ又はOEMプロバイダとの間の契約が満了又は終了した時点で直ちに終了します。
- 10.3 あなたがアウトソース・プロバイダ又はOEMプロバイダであり、当社が何らかの理由によりあなたのアウトソース顧客又はOEM顧客との間のライセンス契約を解除した場合、当該アウトソース顧客との関係で本ソフトウェアについてアウトソース・プロバイダ目的利用を行う権利、又は、当該OEM顧客に対してライセンスを提供する権利は、当社があなたに対して通知した時点で終了します。あなたは、この場合、ライセンス料、更新ライセンス料又は追加ライセンス料の返金を受ける権利を有しません。
- 10.4 いかなる理由に基づく解除の場合においても、
 - (a) 本契約に基づいてあなたに付与された全ての権利は終了します。
 - (b) あなたは、直ちに、本契約によって認められていた行為を中止しなければいけません。
 - (c) あなたは、直ちにかつ恒久的に、全てのコンピューター・システム、記憶装置又はあなたが支配、保有若しくは管理するその他のシステムから本ソフトウェアを削除し、かつ、直ちに、あなたが保有、管理又は支配する本ソフトウェアの全ての複製を破棄し、当社に破棄を証明しなければいけません。

11. 不可抗力

- 11.1 当社は、不可抗力が生じた場合であっても、本契約に基づく当社の義務を果たすために合理的な努力をします。ただし、当社は、不可抗力による本契約に基づく義務の不履行又は履行遅滞については責任を負いません。
- 11.2 本契約に基づく当社の義務の履行に影響を及ぼす不可抗力が生じた場合には、本契約に基づく当社の義務は停止し、当社の義務の履行の時期は不可抗力が存在しなくなるまでの間（ただし、不可抗力が生じたライセンス期間の終了時より遅くならないものとします。）延長されます。

12. その他の重要な条項

- 12.1 当社は、本契約に基づく当社の権利及び義務を他の団体に譲渡することができますが、本契約に基づくあなたの権利及び当社の義務はこれにより影響を受けません。
- 12.2 あなたは、本契約上の地位又は本契約に基づくあなたの権利若しくは義務を、当社の事前の書面による同意なくして他の者又は会社若しくは組織に譲渡又は信託を宣言してはいけません。当社は、当社の裁量によりかかる同意を留保し、又はこれに料金を課すことができます。
- 12.3 当社は、当社の裁量により本契約の条項を修正することができます。ただし、これらの修正は、本契約

もしくは、通常の又は最後に知られた住所（個人の場合）に届けられるか、(b)他方当事者により随時通知されるEメールアドレスにEメールが送られなければいけません。いかなる通知も、以下の場合に受領されたものとみなされます。(a)手渡しの場合には、配達受領の署名の時点又は適切な住所に当該通知が置かれた時点。(b)書留郵便、プリペイド・ファーストクラス・ポストその他の次営業日配達サービスの場合には、投函から2営業日後の午前9時又は配達サービスにより記録された時点。(c)Eメールの場合には、送付から1営業日後の午前9時。本条は、法的手続又は仲裁（適用される場合）における訴状その他の文書の送達には適用されません。

12.13 当社及びあなたは、法的手続及び関連する文書が他方当事者の事業所に手渡しで（ビジネス・ユーザーの場合）、もしくは、通常又は最後に知られた住所に（個人の場合）届けられた場合に、他方当事者への適切な送達があったことに同意します。両当事者は、いかなる仲裁判断も終局的かつ拘束力を有するものであり、当事者が随時資産を保有する全ての管轄において当該判断を執行することができることに合意します。

12.14 1980年国際物品販売契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されません。

13. 法と裁判管轄

13.1 本契約では、その主題や形成（契約によらない紛争や申し立てを含むいかなる紛争や申し立ても）は英国法に準拠し、すべての論争、申し立て、紛争、本ソフトウェアの使用もしくは誤用（存在するライセンスに従うかどうかに関わらず）に限定せず、本契約の形成に関連するすべての事項と共に本契約から生じるもしくは本契約に関する意見の相違を解決する専属裁判管轄権は、イングランドおよびウェールズの裁判所にあることに、各当事者は、取り消し不能の形で同意するものとします。

13.2 本契約は、あなたの居住地もしくは主要な事務所もしくは本ソフトウェアがアクセスもしくは利用される場所に関わらず、イングランドで作成され履行されるものとみなされます。

13.3 本契約に基づく当社へ支払われるべきすべてのライセンス料は、イングランドにおける当社のライセンス料の領収においてのみ支払われます。本契約に基づいて負われるすべての債務の場所は、イングランドであると見なされます。イングランドおよびウェールズの裁判所は、これら債務に関して生じるもしくは関連する紛争を裁定する専属裁判管轄権を持つものとします。

13.4 本13条のいかなる条項も、本ソフトウェアが使用される（当該の使用が承認されているかいないかにかかわらず）すべての地域に存在する当社の知的財産に関する権利を除外もしくは制限するものではありません。

13.5 すべての抵触法の運用は除外されます。

請求書の宛先住所が米国であるすべての消費者とビジネス・ユーザーは、

2.5条と2.6条は、適用されません。

2.7条は、次の通り読み替えるものとします。

「当社は、あなたがライセンス料を支払った場合には、あなたにライセンス・キーを提供します。ライセンス・キーは機密であり、あなたのみが使用することができます。ライセンス・キーを共有又は譲渡することはできません。当社が、あなたがライセンス料又は更新ライセンス料若しくは追加ライセンス料（以下料金といいます。）を支払う前にあなたに対してライセンス・キーを提供した場合、それはあなたの支払義務の免責を意味しません。いかなる料金の支払い以前の本ソフトウェアのいかなる利用も、あなたが、契約条件に従いライセンスの義務を順守することを前提としますが、当社は、あなたに通知することでいかなる利用も直ちに終了させる権利が付与されています。かかる利用終了の場合には、あなたは、本ソフトウェアをそれ以上使用してはならず、あなたが料金を支払っていない使用に関する本ソフトウェアの全ての複製と全てのライセンス・キーを直ちに恒久的に削除しなければなりません。」

13条は次の通り読み替えるものとします。

「本契約は、その主題と成立（また、いかなる契約によらない紛争や申し立ても）ニューヨーク州法に準拠するものとし、また、本契約に起因し又はこれに関連して当事者の間に生ずることがある全ての紛争、論争又は

意見の相違は、アメリカ仲裁協会の商事仲裁規則に従って、ニューヨーク州のニューヨークにおける、強制力を有し、最終的かつ拘束力のある、1人の仲裁人による仲裁に付するものとします。仲裁の言語は英語とします。」

テクニカル・サポート・サービス一覧表

あなたがスタンダード・テクニカル・サポート・サービスを受ける権利を有する場合、当社は、あなたが報告する本ソフトウェアの不具合について、テクニカル・サポートを提供します。

以下に記載された対応時間は、あなたが問題を報告してから当社があなたに応答するまでの目標時間の指標ですが、当社は、対応までの時間又は解決までの時間を保証するものではありません。問題を迅速に解決するためには、あなたに当社に協力していただく必要があります。

深刻さ1： システムダウン

- 製品システムがダウンしている
- 標準対応：1営業日
- 優先対応：2時間（365日24時間対応）

深刻さ2： 重大

- 事業プロセスに混乱が生じる
- 標準対応：1営業日
- 優先対応：8時間（365日24時間対応）

深刻さ3： 普通（標準）

- 本ソフトウェアの利用可能性に影響がある
- 標準対応：2営業日
- 優先対応：1営業日

深刻さ4： 軽度

- 機能に関する要望及び軽度な問題
- 標準対応：5営業日
- 優先対応：2営業日

営業日とは、英国の祝日を除く平日における英国時間9時から17時までをいいます。

スタンダード・テクニカル・サポート・サービスは、Eメール、ウェブサイト及びオンライン・サポート・システムにおいて利用することができます。

プレミアム・テクニカル・サポート・サービスは、上記のスタンダード・テクニカル・サポート・サービスと同様の電子的な対応方法に加え、深刻さ1に分類された問題については電話により利用することもできます。あなたがプレミアム・テクニカル・サポート・サービスを購入した場合には、専用の電話番号を利用することができます。テクニカル・サポートに関する要求は、必ず、電話での利用の前に、問題に関する全ての詳細と共に電子的に送信しなければいけません。

テクニカル・サービスに電話を使用する場合、あなたは、個別の問題についての応答までの時間を変更することについて相互に合意が成立するまで、当該処理される問題に関して同等の応答までの時間をもって連絡できる状態を維持しなければいけません。